

# 配食事業（食の自立支援サービス） の縮小・廃止について

長寿介護課 介護予防係



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。

# 令和5年度の変更点について

～令和4年6月

## 高齢者食の自立支援サービス

- ◆目的：安否確認  
食事の確保
- ◆対象者：高齢者

令和4年7月～

要介護者

## 高齢者食の自立支援サービス

- ◆目的：安否確認、食事の確保
- ◆対象者：要介護1～5  
ただし、継続の自立高齢者含む

事業対象者・要支援者

## 栄養改善型配食（その他の生活支援）

- ◆目的：栄養改善
- ◆対象者：事業対象者、要支援1・2

## 訪問栄養指導（訪問型サービスC）

- ◆目的：栄養改善
- ◆対象者：事業対象者、要支援1・2  
栄養改善型配食を利用する  
低栄養該当者

令和5年度

（縮小及び廃止）

- ◆令和5年度末（R6.3.31）をもって廃止
- ◆R5.4月から新規受付を中止

- ◆同条件で継続

（運用変更）

- ◆対象者要件を変更  
（詳細は介護予防事業を参照）

茨木には、次がある。

# ●高齢者食の自立支援サービス 廃止に向けてのスケジュール

令和4年度

令和5年度

R5.2月末  
配食事業者説明会

R5.3  
中旬:包括  
下旬:居宅

R5.4月  
新規受付中止

R.5.6月  
利用者へ(継続手続+  
事業廃止の通知)  
ケアマネジャーへ  
自費利用や民間事業者  
の情報提供

(利用者)  
令和6年度以降の配食について  
ケアマネジャーの協力のもと、  
検討

R6.3月末  
事業廃止

**重要**

## 「視聴後アンケート」について

今後のより良い運営に活かすため、「視聴後アンケート」の回答に、ご協力よろしく申し上げます。(〃切R5.4.30)



茨木市 健康医療部 長寿介護課



次なる  
茨木へ。

茨木には、次がある。